



# 「いじめ防止基本方針」

＜南アルプス市立豊小学校＞

- 1 いじめ問題に対する基本的な考え方
- 2 いじめ対策の組織
- 3 未然防止の取組
- 4 早期発見の取組
- 5 いじめへの対処
- 6 重大事態への対応
- 7 その他の留意事項
- 8 いじめ防止指導計画

## はじめに

本方針は、「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年 9 月 28 日施行) 13 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定したものである。

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」第 2 条)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 2 2 条の学校いじめ対策組織を活用して行う。いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、す

ぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校が、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、事案を法 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2 いじめに関する基本的認識

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。加えて、いじめの防止には、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあることから、すべての児童が、いじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく。

いじめ問題には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

\*いじめは、人間として決して許されない行為である。

「いじめは許されない」「いじめる側が悪い」という毅然とした態度を徹底する。

「いじめは子供の成長にとって必要な場合もある」という考えは認められない。

\*いじめは、どの子どもにも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

\*いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい場合がある。

\*いじめは、様々な態様がある。

\*いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

- \*いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- \*いじめは、解消後も注視が必要である。
- \*いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- \*いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。
- \*けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背後にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

## 2 いじめ対策の組織

法の第22条を受け、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### 1 「いじめ対策委員会」の構成員

学校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学年主任、養護教諭、学校が必要と判断した場合は関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、市福祉課、児童相談所、市教委、中北教育事務所、主任児童委員、民生児童委員、警察等）

### 2 「いじめ対策委員会」の役割

#### 【未然防止に関する役割】

\*いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

#### 【早期発見・事案対処に関する役割】

\*いじめの相談・通報の窓口となる。

\*いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

\*いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

\*いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組に関する役割】

\*学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

\*学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

\*学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む。）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動が用意に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ

対策組織の教職員が児童の前で取組を説明する等)を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるようにしていく必要がある。

いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全てを当該組織に報告・相談する。(いつ、どこで、だれが、何を、どのように等)加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

### 3 未然防止の取組

いじめは、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

#### 1 いじめについての共通理解

いじめについての教職員全員の共通理解を図り、学校集会や学級活動において、校長や教職員が、日常のいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。その際、いじめ未然防止のための授業(いじめとは何か、いじめはなぜ許されないのか等)を実施するなど、学校いじめ対策組織の存在及び活動が児童に容易に認識される取組を行うことが有効である。常日頃から児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目に付く場所に掲示するなどが考えられる。また、いじめの被害者を助けるためには、他の児童の協力が必要となる場合がある。このため、児童に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

#### 2 いじめに向かわない態度・能力の育成

道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

### 3 いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めるとともに、学級や学年、クラブ活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童を含め、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

なお教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言等、教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

### 4 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることのできる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

### 5 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自身がいじめの防止を訴えるような取組（児童会による取組）を推進する。「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ばせる。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ばせる。

### 6 家庭・地域への啓発

PTA の各種会議や学年懇談会等において、指導方針や具体的な取組などを伝え、保護者のいじめ問題への意識啓発を図る。家庭・地域への啓発を通じ、インターネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組む。

## 4 早期発見の取組

いじめの早期発見が早期解決につながる。全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める必要がある。いじめは、大人が気付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。このため、教職員は、日頃から児童との信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに

に、教職員間で積極的に児童の情報共有をすることが重要である。児童に対し、多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることはあってはならない。さらに、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することも大切である。

## **早期発見のための手立て**

- |                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| ① いじめに関するアンケート調査            | ⑦ 保健室の様子     |
| ② 学習ノート，生活ノート，日記，連絡帳        | ⑧ 本人からの相談    |
| ③ Q-U の実施と考察                | ⑨ 周りの友達からの相談 |
| ④ 個人面談（児童対象）                | ⑩ 保護者からの相談   |
| ⑤ 個別懇談（保護者対象）               | ⑪ 地域の方からの情報  |
| ⑥ 日々の観察（休み時間や放課後の雑談の中での様子等） |              |

## **5 いじめへの対処**

### **1 基本的な考え方**

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。いじめがあることが確認された場合は、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### **2 いじめの発見・通報を受けた時の対応**

\*遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。

\*児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

\*発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

\*いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

児童から教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が速やかに具体的な行動をとらなければ、児童は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該事情を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

### **3 いじめられた児童又はその保護者への支援**

いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、実態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、児童の安全を確保する。あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

### **4 いじめた児童への指導またはその保護者への助言**

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて、外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

### **5 いじめが起きた集団への働きかけ**

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成させるものである。

### **6 インターネット上のいじめへの対応**

インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たることを十分理解させるために、情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても、これらについての理解を求めていく。

## 7 いじめに対する措置

いじめが「解消」したと判断するためには、少なくとも、①いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）②被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要件が満たされている必要がある。ただし、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、長期の期間を設定するものとする。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、いじめが再発する可能性が十分にある得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 6 重大事態への対応

### 1 調査を要する重大事態

法28条及び「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」（平成26年3月、採取改定平成30年9月）「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」では、以下のようないじめ問題が認められたとき、これを重大事態としている。

#### ① いじめにより生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

#### ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も設置者又は学校の判断で重大事態と捉える。

#### ③ 児童の保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき

申立てがあった時点で、学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない。

### 2 報告及び調査の主体について

このような重大事態が認められるときは、学校は、学校の設置者へ報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

#### 【教育委員会が調査の主体となる場合】

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合である。

### 【学校が調査主体となる場合】

学校の設置者は、学校に対して、必要な指導及び人的配置も含めた適切な支援を行う。

### 3 調査を行うための組織について

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織または教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。ただし、構成員の中に調査対象となるいじめ事案の関係者と直接な人間関係又は特別な利害関係を有する者がいた場合は、新たに適切な専門家を加えるなど、公平・中立を確保する。

### 4 事実関係を明確にするための調査

事実関係を明確にするための調査の実施、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃）から・誰によって行われ・どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、予想や噂・主観的な感情などを排除し、客観的な事実関係を速やかに調査することに主眼を置く。

また、学校の設置者・学校自身にとって不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校は学校の設置者及び附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的再発防止に取り組む。

#### ① いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- \*いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問し調査や聞き取り調査等を行う。この際、個別事案が広く明らかなり、被害児童や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- \*調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を抑制する。
- \*いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- \*これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者から積極的な指導・支援を得るとともに、関係機関ともより適切に連携を図る。

#### ② いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合（入院や死亡など）

- \*当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- \*調査は、原則在籍児童や教職員等に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

#### ③ いじめられた児童が死亡した場合（自殺の背景調査における留意事項）

- \*その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行う。
- \*遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、そ

の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

\* 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

\* 遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意をしておく。

\* 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該事案の関係者と直接の人間関係や利害関係を有する者でない者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

\* できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助を求め、客観的、かつ総合的に分析評価を行うよう努める。

\* 学校が調査を行う場合においては学校の設置者に情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

\* 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階での情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性のあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別な注意が必要であることを確認する。WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

#### ④ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要である。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

### 5 調査結果の提供及び報告

#### ① 調査結果を適切に提供する責任

学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童や保護者に対して適時・適切な方法で経過報告をすることが望ましい。これらの情報の提供にあたっては、学校の設置者又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

#### ② 調査結果の報告

調査結果の報告については、当該地方公共団体の長に報告をする。いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

## 6 その他の留意事項

### 1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

### 2 研修や職員会議での共通理解

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。また、毎月開催される職員会議においても、いじめをはじめ児童理解や生徒指導上の諸問題に関する実態について、学級・学年から報告し、すべての教職員で現状の把握と指導のあり方等の共通理解を図る。

### 3 校務の効率化

児童と向き合う時間の確保に努める。教職員の業務の見直しを行い、相談時間を一層確保するなど、教育相談体制の充実を図る。

### 4 学校評価

いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるような評価となるよう配慮する。PDCA サイクルに基づく取組を継続する。

### 5 地域や家庭との連携について

家庭訪問や個別懇談、学年懇談会、PTA 各種会議などを通して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭との連携・協力を得る。

## 7 いじめ防止指導計画

年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	職員会議 (いじめ対策 基本方針)			いじめ対策 委員会 7/19	教員研修	
事案発生時、緊急対応会議の開催						
防止対策	学級開きで 共通理解  学年部会で 啓発	家庭訪問	インターネット防犯教室(高学年)	教育相談機関  個別懇談	教育相談機関	
早期発見		Q-Uの実施と結果の考察	いじめアンケート	学校評価		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議			いじめ対策 委員会 12/20		いじめ対策 委員会 2/28	
事案発生時、緊急対応会議の開催						
防止対策			教育相談機関		学年部会 教育相談機関	
早期発見	Q-Uの実施と結果の考察 いじめアンケート		学校評価		いじめアンケート	